

医師の働き方改革(特定労務管理対象機関の指定)について

医師の働き方改革(特定労務管理対象機関の指定)について

1. 制度概要

- 2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、**勤務医に対する時間外労働の上限規制が2024年度から適用される。**
- また、2021年5月28日公布の「良質的かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、**地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間(B・C水準：年1860時間以下)を適用する医療機関(＝特定労務管理対象機関)を都道府県知事が指定し、指定医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等の措置を講ずることとなる。**
- 都道府県知事は、**特定労務管理対象機関を指定するにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。**

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～)

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を**作成**

評価センターが**評価**

都道府県知事が**指定**

医療機関が計画に基づく取組を**実施**

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務
B (救急医療等)			
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

医師の健康確保

面接指導

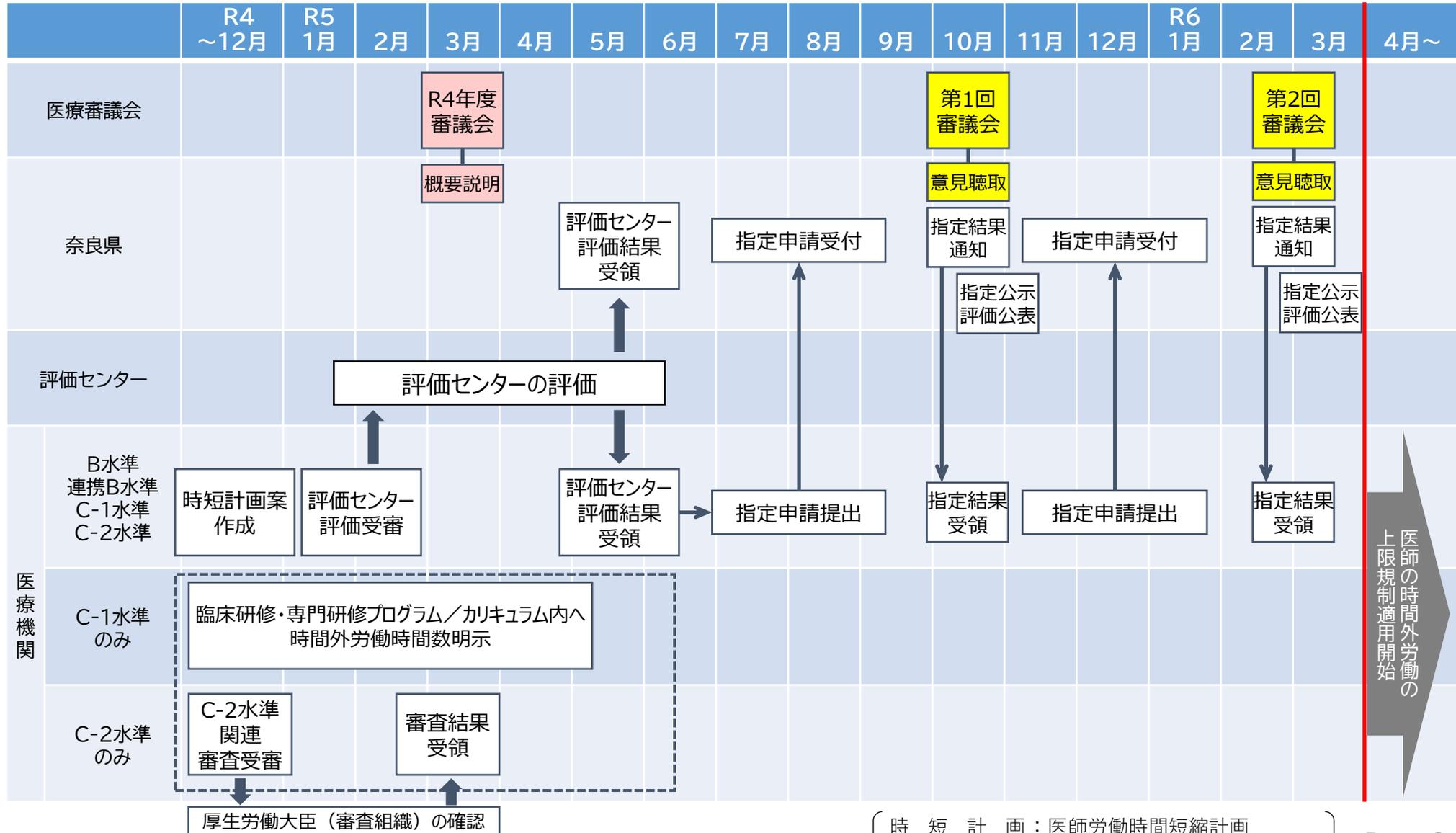
健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

医師の働き方改革(特定労務管理対象機関の指定)について

2. スケジュール(案)



医師の時間外労働の
上限規制適用開始

(時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター)

医師の働き方改革(特定労務管理対象機関の指定)について

3. 指定の要件

水準	指定要件
B水準 (特定地域医療提供機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○三次救急医療機関 ○二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ○在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 ○地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公益性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保に必要と認める医療機関 (例) ・精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの) ・小児救急のみを提供する医療機関 ・へき地において中核的な役割を果たす医療機関 ▶ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) ・高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等
連携B水準 (連携型特定地域医療提供機関)	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること
C-1水準 (技能向上集中研修機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床研修プログラム研修機関 ○日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラム研修機関
C-2水準 (特定高度技能研修機関)	厚生労働大臣が公示する「医師を育成することが公益上必要である分野」において、審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること(審査組織において確認)

※いずれも36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在すること。